

令和7年度第1回千葉県水道事業運営審議会 結果概要

1 日時 令和7年5月29日(木) 午後2時30分から5時30分まで

2 場所 千葉県庁本庁舎5階 大会議室

3 出席者

【審議会委員】

滝沢委員、石田委員、宮崎委員、吉田委員、玉田委員、阿井委員、坂下委員、小野崎委員、田中委員、山下委員、秋山委員、鈴木委員、宮本委員、内田委員、小泉委員、荒井委員、後藤委員、相原委員、岡田委員
(委員20名中19名出席)

【県】

熊谷知事(審議会会長に諮問書を手交後に退席)
三神総合企画部長、谷田貝水政課長
野村企業局長、渡邊水道部長、松宮水道部次長、密本水道部次長、高橋総務企画課長、雨河総務企画課統合・広域化調整担当課長、石毛業務振興課長、戸田財務課長、武田経理課長、新野計画課長、大野木浄水課長、関矢給水課長、他関係各課職員

4 議題

- (1) 議事：千葉県営水道事業における今後の収支見通しと料金体系について
- (2) 報告：県内水道の概況について
県内水道の統合・広域連携について

5 議事内容

(1) あいさつ

開催にあたって熊谷知事からあいさつがあった。

(2) 審議会会長及び副会長選出

玉田委員から推薦があり、会長は滝沢委員、副会長は宮崎委員に決定した。

(3) 諮問

知事が諮問書を朗読後、滝沢会長に手渡した。

(4) 議事内容

- ①議事：千葉県営水道事業における今後の収支見通しと料金体系について
(資料1)

【資料1を事務局(県企業局)から説明】

(吉田委員)

更新時期を迎えることになったためという説明が非常に多かった。

更新時期を迎えることは分かっていたはずであり、30 年間、そのための準備を行わず、今、物価が一斉に上がっているタイミングであることもあり、特に現役世代は非常に不満があると思う。

現在、水道の話ではあるが、下水道でも料金値上について各市町村で検討されており、下水道は2 か月に1 回の徴収ということで、各家庭で下水道の徴収があるときは1,000 円から1,200 円ほど上がってしまい、負担感もかなり感じられる金額であると思う。

インフラの維持の重要性については、埼玉県八潮市の事故もあったので、皆さんに浸透していると思うが、30 年間水道料金を上げなかったことに対する丁寧な説明が足りないと感じた。

水道については、節水を呼びかけるような場面が多いが、節水で水需要が減っているから値上げが必要であるという話になると、自分たちの努力が無にされているような感覚が出てきてしまう。

人口減少による需要の減少があると思うので、値上げすることは仕方がないと理解する面もあると思うが、もう少し利用者目線に立った説明が必要であると感じた。

(高橋総務企画課長)

水道料金を引上げるかどうかについては、水道料金の全国的な算定基準である水道料金算定要領に沿って、将来の5 年程度の期間において、収支の黒字や事業運営に必要な資金を確保できる見込みがあるかどうかを基に、引上げが必要かどうかを判断していくことになっている。

資料 24 から 25 ページで説明したとおり、30 年前の平成 8 年度に前回の料金改定をして以降、経費全体を低く抑えることができたことで、一定の利益と資金を確保し、暫くの間は安定した経営が維持することができた。

しかしながら、平成 23 年の東日本大震災の発生以降、管路の更新、耐震化事業費が大幅に増えるなど、経費全体は増加傾向に転じたが、持っていた資金を何とか取り崩して活用することで、赤字や資金ショートを回避してきたことから、引上げを行わずに経営ができたと考えている。

(滝沢会長)

節水のことはどうか。

節水の呼びかけは、千葉県だけでなくどこでも行っており、節水するのは環境に優しい。一方で水道事業を経営する側からすると、皆が節水してしまうと料金収入が下がってしまう問題もあり、なかなかバランスが難しいところである。

その辺りをよく考え、節水の宣伝の仕方も含めて利用者目線に沿った説明にしたらどうかという提言だったと思うが、そのように理解をいただくということで良いか。

(高橋総務企画課長)

はい。

(宮本委員)

習志野市は、市営水道区域と県営水道区域が半々ある。

市営水道区域は、資料 1 の記載では 2,101 円と、習志野市が県内で最も安い状況になっているが、実はこの 4 月から値上がりして 2,555 円になっているため、少しランクが下がっている。平均改定率 23%という値上げであるが、4 年後にも同程度上げる予定である。

この 30 年間で節水技術が飛躍的に進み、例えば食洗機が導入されたことにより、使用する水が半分や 3 分の 1 ほどに減っている。全自動洗濯機なども同様で、かつ、私たちの生活習慣も浴槽入浴が主体だったものが、シャワー中心になった。トイレも和式から洋式になったことで、水の使用量が 3 分の 1 以下になっている。さらに飲料水ではミネラルウォーターが普及して水道水を飲まない傾向もある。

この辺りが響いて、30 年前から予測していた有収水量が、相当減少した。

従量料金の部分を少し調整し、固定経費の方をもっと上げる判断に至っているものと思うが、まさにどれが適正料金なのかということを考えていく上で、1 つの材料になると考えている。

私が伺いたいのは、販売利益の方は伸びているとのことだが、県民 1 人当たりとか、県営水道エリアの 1 人当たりの販売量ということで言うと、おそらく下がり続けているのではないかと思う。その辺りの状況を提示していただけると、判りやすいかと思う。

逆に一般会計からの繰入については、非常にありがたい部分でもあるが、一方で一般会計は千葉県全体の納税が財源であるため、県営水道エリア外からもいただくということにもなるという部分で、ここのところもしつかりと考え理解し説明していかねばならない観点であると思う。

市営水道は、そうしたことを勘案しつつ、23%というかなり大きな数字であるが、上げさせていただいたという経緯がある。

結論になるが、県営水道の値上げは仕方がない部分であると思う反面、もっと詳しく、いろいろな多角的な説明を通じて、県民の皆さんに理解を普及していただきたいと思う。

(滝沢会長)

丁寧な説明をということだが、特に 1 人当たりの水使用量がどう変わっているか、それから繰入の根拠について、県営水道を利用していない千葉県民の方にも、ある意味で負担をお願いすることになる。それを含め丁寧な説明が必要ではないかという意見である。

本日でなくても結構だが、意見をいただいているので、例えば次回以降、そういったデータも示しながら説明をしていただければと思うがどうか。

(新野計画課長)

生活用の 1 人 1 日平均使用水量は県営水道の場合、過去 20 年間は概ね横ばいだった。

令和 2 から 3 年度にかけては、新型コロナウイルス感染症対策のテレワークの推進等で在宅者が増え、家庭での使用水量が増加した。令和 4 から 6 年度は、新型コロナウイルスの影響を受ける前の年とほぼ同程度となっている。

今回、水需要見通しを作成し、1 人 1 日平均どれくらい水を使うのかという水量については、徐々に下がっていく傾向になると考えている。

(高橋総務企画課長)

先ほどの吉田委員と宮本委員に共通して、節水トイレや全自動洗濯機の普及ということについては、今回作成した水需要見通しの中で反映しており、1 人当たりの生活用水の水量は減っていくと思う。

資料 7 ページ、収入の見込みの考え方をご覧いただきたい。

中段の水需要見通し、生活用水というところで、計算式としては、給水人口に 1 人 1 日平均使用水量、これに 365 日を掛けるわけだが、この 1 人 1 日平均使用水量は、今回、水使用アンケートを世帯ごとに取り、色々な家族構成がある中で、単身世帯や多身世帯、それぞれ風呂で使う水の量や洗濯機を回す水の量などが違ってくる。

その中で、節水というのは、水需要が 1 人当たりで減少傾向は掴めるところは、意識して見込んでいるところである。

そういったところを踏まえて、宮本委員の話にもあったとおり、基本料金割合と従量料金の割合、今、基本料金割合が低いということで、これを高めつつ、実際の利用者間の公平の観点で見ながら、今後、料金体系の中で、実際の水準などを議論していきたい。

2 点目に、宮本委員から一般会計の繰入の話があった。

一般会計の収支状況が悪化したことに伴い、平成 15 年度以降、20 ページに記載のとおり県営水道に繰入が行われていなかった。

今回、料金改定を行うに当たり、最大限の収入確保策という一環の中で、この繰入を再開することにした。

委員指摘のとおり、会長からも話があったとおり、一般会計から繰入を受ける場合には、交付税措置が国から 2 分の 1 あるものの、残りの 2 分の 1 はいわゆる税金であることは承知している。

その点も踏まえて、しっかり施設の更新、耐震化に必要な料金引上げ、一般会計の繰入という全体をパッケージした中で、きちんと理解いただけるように丁寧に説明をしていきたい。

(内田委員)

吉田委員の言われていたことは、本当にもっともだと思う。

30 年間料金改定をしなかったが、ここに来て急に 20%以上の増額をするというのは、払う方からしたら、少し納得できない部分だと思う。

水需要の中で、令和 8～27 年度までの 20 年分の水需要予測を新たに作成すると言うなら、次にいつ上がるのかということもここできちんと示すべきだと思う。習志野市は、次に何年後に上げると、今、市長が明言した。

令和 8～27 年度までの 20 年間分の水需要予測を行っているのであれば、収支見通しも 5 年間ではなく、20 年間分きちんと出し、次はこのあたりで値上げすることになるということを示して、段階的に対応していくことが最も良いと思う。これでは唐突感が否めない。

そして、一般会計から受けられなかったと言ったが、一般会計に頼ることは、少しおかしいと思う。例えば平成 8 年に上げたときに、水需要を予測して、そのときにはどうなっていたのか。

平成 23 年の東日本大震災では、浦安も大変な被害があり、県営水道に復旧していただいて本当にありがたいが、費用がかかるのであれば、そこはきちんと示すべきだったのではないかなと思う。

資料に記載があるが、赤字を回避するとか、何とか資金ショートを免れたといったことを書くのではなく、その時に資金ショートする可能性があったならあったとききちんと示した上で、この辺りで料金改定を行わせてください、行いますよということ言うべきだったのを、ここにツケを回したとしか思えない。

次回までに、その辺りのデータをきちんと示していただき、ここで上げることはやむを得ないと思っているが、次にいつ頃上がるのかということも含めて議論をさせていただきたいと思う。

そして、一般会計からの繰入について、給水地域でない市町村からのお金も入れるというのであれば、水道事業というのは、本来は市町村事業のところ、県が扱っているのだから、公営企業会計や地方財政法の関係など、できないのかもしれないが、関係市町村で人口割りをして、負担金を求めていくという考え方もあるのではないかなと思う。

良い悪いは別にして、東京都は夏だから水道基本料金をゼロにしている。それなのに千葉県は上げると議論している。県民は怒るに決まっている。そこの辺りを丁寧にしていただきたいと思う。

（高橋総務企画課長）

まず、将来の料金の値上げに関しては、今回示した 18.6%というのは、令和 8 年度から行って、令和 12 年度までは更なる引上げを行わなくても経営可能と試算をした数字が 18.6%ということである。

それ以降については、経済情勢などを加味して必要な時期に収支見通しを示して、料金引上げが必要かどうかということを経営させていただくわけだが、ここ数年来は、コロナウイルス感染症の拡大や、物価高騰、トランプ関税の影響など、国際経済情勢が大きく変化していることもあり、例えば 10 年先の物価や経済の動向を的確に見通していくことが非常に困難であると考えており、今回については、この先 5 年の収支見通しを示したところである。

また、過去 30 年引上げなかったと指摘があったが、将来 5 年の期間を見通して水

道料金算定要領に沿った中で、収支の見通しや資金の見通しを基に、料金を引上げるかどうかの判断をしてきた中で、経費が低く抑えられたことなど、一定程度利益を確保してきた、そういった工面の中で、それぞれ段階、段階で引上げをしない形で経営を継続してきたというところである。

もう 1 点、市から負担等をいただくという意見である。委員も承知かと思うが、地方公営企業法では、基本的に経営に伴う費用は料金収入で賄わなければならないという大原則がある中で、例外として一般会計からの繰入という制度がある。

これは国の地方交付税措置があるという地方財政制度のルールの中で決められているもので、国が毎年度基準を策定している。その基準に基づく繰出を、受け入れるという形になっているが、それ以外の例えば赤字補填的な基準外の繰出は受けていないという状況である。

それと同様の考え方で、給水区域内の各市に県営水道として負担をいただくということは、現在、考えていないところである。

（内田委員）

水需要は 20 年分作成したのに、支出の方は 20 年分作成できないということか。

収入は 20 年先まで見込めるが、支出に関しては 5 年しか見込めないということなのか。その点がおかしい。

計画的に行政運営を行い、また企業運営を行っていく中で、将来的な収支見通しが示されないというのはいりえない。

5 年間だけで進めるというのは、それで 20% 近くの値上げを県民に示すという姿勢はおかしいと思う。

それと、市町村からもらえないと言うのであれば、何らかの対策を、先ほど宮本委員が言われた各市町村間での、給水区域でないところの税金を使うということに対する回答というのが何もない。その点をきちんと考えた上で答弁をください。ここで答弁はいらないが、その辺りを考えていただきたい。よろしくお願いします。

（滝沢会長）

コメントをいただいたので、次回、回答をお願いします。

（宮崎委員）

内田委員からは、需要とコストの話も含めてもっと丁寧な説明が必要ではないかと意見だったと思う。私も同じ感想を持っており、資料 7 ページある需要予測に違和感がある。

最近の需要は、減少傾向であるのに対して、令和 8 年度からの需要が急増している。それから令和 12 年度までは横ばいのように見えるが、令和 13 年度で再び減少し、その後は一定で推移している。これが非常に不思議な感じがする。将来予測では、もう少し滑らかな推計になるのではないかと思います。

もう 1 つ言えば、先ほどから 150 億円必要だという話があったが、令和 13 年度で減っている。この令和 13 年度で突然 150 億円を維持することができなくなる。

令和 12 年度までは維持できたとしても、令和 13 年度には、この推計が正しいとしても、突然 150 億円を守れなくなってしまうのではないかと、という疑念を抱かせるような資料になっている。

このような収支に係る予測は基本であるため、もう少し丁寧な説明が必要ではないかと思う。

先ほど生活用水に加えて業務用水という話もあり、千葉県はデータセンターの誘致などが盛んで、需要が増える要素も確かにあると思う。

そのため、この時点では増えるのだという説明を、もう少し丁寧にしないと、この需要推計がどうなのかというところが、よく分からないなという感じがしてしまう。

逆に減少するのは、非常に変な感じがするため、もう少し丁寧な説明が必要ではないかと思う。水需要については以上である。

(新野計画課長)

今後の水需要見通しは、家庭での使用量は微減傾向にある。

一方で、データセンターを初めとする新たな企業立地など、産業面で需要が増える傾向であり、全体では令和 12 年度まで需要は増加する見込みであると考えている。

そして、令和 13 年度に需要推計が落ちた理由であるが、県営水道から暫定的に水を供給している近隣水道事業者が、自ら必要な水量を確保する方針があることから、供給量が減少すると想定しており、令和 12 から 13 年度の減少幅が大きくなっているところである。

また、業務用水の今後の見込みについては、大半を占める業務営業用工場用水では、先ほど説明したがデータセンターなどの新たな企業立地などにより、令和 15 年度までは増加傾向で推移するが、以降は微減傾向で推移すると見込んでいる。

(滝沢会長)

約 150 億円の方はどうか。

(高橋総務企画課長)

給水収益など収入と支出の水準によって資金残高というのは決まってくる場所である。

今回、水需要の令和 13 年度で落ちるところは、計画課から説明したとおり千葉市の分水の関係で、一定程度仮定して水量が落ちるという特殊な要素があるものなので、令和 13 年度以降については、財政収支見通しや資金残高水準、経済情勢をその後ウォッチしながら、適時適切に見込む中で確保していきたいと考えている。

(滝沢会長)

資料 7 ページの水需要の給水量のグラフだが、令和 3、4、5 年度までは黒いプロットになっていて、令和 6、7 年度はまだデータがないので空いているのか。

(高橋総務企画課長)

そのとおりである。

(滝沢会長)

新型コロナの影響があった令和 4、5 年度は減っているが、これは新型コロナの関係なのか。

(新野計画課長)

新型コロナの影響と考えられる。

(滝沢会長)

宮崎委員が言われていたように、減っているのに急に令和 8 年度が上がっているような予測になっているように見えるが、それぞれ事情がある、理由があるということであれば、もう少し次回は丁寧に説明いただいたほうが良いと思う。

令和 6 年度はまだ出ないのか。

(新野計画課長)

まだ出ていない。集計中である。

(山下委員)

昨年の審議会でも持続可能な運営のために、料金の改定と管路の更新について意見を述べた。今回の説明で一般会計からの繰入について、先ほども習志野市長から話があったが、県内では、料金の値上げを行っている、経営改善を行っているところや、地理的に厳しい状況で料金が高い自治体がある。

国の繰出基準が緩和されたと言っても、千葉県営水道の経営状況が上向いているわけではない中、慎重であるべきと私は考える。

大きな金額を使い、かつ計画的にできるものとして、管路の更新や施設の更新というものの計画は大切であると考えます。

現在、A I やビッグデータを活用して効率的な更新なども推奨されている。

例えば資料 11、12 ページでは、平準化して、耐用年数の見直しを行い、1 年の更新を 83 k m から 85 k m に増やし、優先順位をつけていくとあるが、85 k m にした場合、どれぐらいで計画が完了するのか。

そして、優先順位をつけていると言うが、増えていくような計画に見えてしまっている。例えば、A I などを活用しながら管路の更新をもう少し効率的に行い、この経営を改善できないか、その結果、料金が抑えられるという説明を要望する。

料金体系と別の話になるが、大口の利用者が離れないようにする工夫も必要ではないかと、全体的な経営の中で考える。

その点についても、これからの議論で示していただければと思う。

(滝沢会長)

A I 等も使って効率的にというようなことで意見をいただいたがどうか。

(関矢給水課長)

管路の更新に当たっては、目標使用年数を超過しないことを基本とし、工事を進めるため、これまで以上に効率的に取り組む必要があると認識している。

このため、県営水道では工事規模の大型化や、発注時に一部図面を簡略化し、材料を概略数量で設計する発注方式を導入して、管路の更新を進めているところである。

一方で、A I を活用という意見だが、県営水道でも最新の知見や新技術の効果を確認した上で取り組んでいければと考えている。

(山下委員)

必ずしもA I という話ではなく、新技術を用いた工事方法や、どの管路の耐用年数を延ばすとか、どの地域を選定するという説明なども、しっかりとこれからしていただければと思う。

(吉田委員)

30 年の説明の中で、要領に則って実施していたので問題ない、収支が問題なかった、資金残高が問題なかったという発言があったと思う。

水道事業は公営企業会計を導入している。公営企業会計導入の目的は、ストックマネジメントであり、発言のとおり、千葉県の水道の運営が収支や資金残高に基づいて行われていたのであれば、官庁会計の考え方と変わらない。

資料 14 ページの減価償却費の説明の中で、水道事業などの公営企業会計独自の会計ルールという説明があったが、企業会計の世界においては、減価償却費はごく一般的なものであり、先に支払った固定資産に対して、計算上の費用が計上されるものなので、自然発生的に減価償却費が出てくるわけではない。

企業会計などにおいては、キャッシュアウトがない費用という減価償却費が発生してる中で、今後の事業計画や投資を考える期間になるものでもある。あまりにも公営企業会計を適用している目的の理解が足りない発言が目立つと感じた。

その点について、どのように考えているか伺いたい。

(高橋総務企画課長)

公営企業会計独自の表現は、県の一般会計は現金主義で行われていることと対比するイメージであり、吉田委員が述べたとおり、民間や公営企業では当たり前のルールという前提の中で、その比較の中で表現したものであり、水道事業の中では当たり前の話であると認識している。

次に、水道料金算定要領の考え方について、資料 31、32 ページで説明したが、総括原価方式という、経費は水道料金で賄うという大前提の中で料金が形づくられている。

算定要領における料金算定期間や料金体系は、そこをベースに考え、皆様に説明

したいという趣旨で申し上げた。

収支状況や資金残高についても、数字的にどのように推移してきて今後どう推移していくかということは、料金という数字を理解する上でも避けられない。

今後、審議会で議論を進めるにあたり、より丁寧に説明を行いたいと考えている。よろしく願います。

（坂下委員）

他の県も値上げを行っているが、千葉県よりも安く、段階的に値上げを実施しているところがあると聞いている。そのような中で、千葉県が約2割上げるということについて、マスコミからの報道等もあり、我々のところにもお怒りの連絡がきていることを冒頭申し上げる。

資料 10 ページについて、目標使用年数を独自に延長したとのことだが、これは安全性に問題がないのか。そして、他の自治体でも行っているのかどうか。

次に、基本料金と従量料金の二部料金制になっているが、基本料金の回収割合を高めることが公平だと言っていたが、低所得者には非常に重い負担になる。

それが本当に公平なのか、逆に不公平にもなりかねないかと思うが、その点についての見解はどうか。

さらに、県営水道以外の市町村に対して、繰出を行っているという話もあったが、市町村への補助制度があると聞いているが、その辺りの答えが無いので、本当は出していないのか、出しているのか、はっきり答えてもらいたい。

また、給水人口の多い東京都、横浜市、神奈川県、大阪市、名古屋市における一般会計からの繰出金は、どのくらい出ているのか。

さらに、資料 32 ページ、近隣の事例として記載があるが、実際に神奈川県や横浜市がどれだけ値上げしたかパーセントで示されている。千葉県の基本料金は書いてあるが、神奈川県、横浜市の基本料金が書いていない。パーセントだけでなく金額を含めて資料を作成してもらえるとより良いが、その辺も含めて回答を求める。

（高橋総務企画課長）

1 点目の 20%近い高い料金の引上げについて、今回の料金改定で、様々な物価や値段が上がっており、家計の負担が増えていることは十分理解している。

そうした中で、水道は県民の命を支える重要なインフラである。私ども水道を供給する事業体としても、独立採算制の中で一定の収入を得ながら、しっかりと施設更新に取り組んでいかなければならないことを丁寧に説明し、料金引上げについて理解を得たいと考えている。

2 点目の大都市の一般会計の繰出金については、手元に資料がないため、調査した上でお知らせする。

（新野計画課長）

資料 10 ページの目標使用年数について、水道施設には法定耐用年数を超えても十分使用できるものがあるため、県営水道独自に更新の目安となる目標使用年数を

施設ごとに定めて、目標使用年数を超過しないことを基本に、計画的な更新を実施しているところである。

他の自治体も同様に目標使用年数を設定しているかについて、東京都、横浜市等の他事業体でも、目標使用年数というものを導入しているところがある。また、安全性については、今回、詳細な老朽度調査を踏まえ、新たな目標使用年数を定めている。目標使用年数は、更新の目安であるが、余裕を見て設定している。

（谷田貝水政課長）

県営水道エリア以外の市町村に対する補助については、資料 2 の 2 ページをご覧ください。

県内水道事業体に料金格差があり、この格差を是正することを目的に、県では、市町村と連携をして、市町村水道総合対策事業補助制度を設け、補助金を交付している。令和 6 年度では約 25 億円を支出したところ。

（戸田財務課長）

基本料金の割合を高めたいという点については、現在の料金体系が、従量料金への依存度が高く、水需要が減少したときに、料金収入が大きく落ち込む不安定な料金体系であるため、使用量に関わらず安定的に収入が見込める基本料金の割合を高めしていく必要があると考えたところである。

また、公平性という点について、現在、料金体系のシミュレーションを重ね検討しているが、一般家庭や事業者等の利用者間における改定率に大きな差が生じることがないように、公平性を考え、負担のバランスにも十分に配慮しながら、検討を進めていきたいと考えている。

（坂下委員）

施設更新は、以前から行わなければならないと分かっていることである。それを理由にしてはならないと考える。

また、独自の目標使用年数を設定して延長していることを他の自治体でも行っているのかどうかを伺いたい。今後で良い。

それから、市町村水道総合対策事業補助制度について、県営水道以外の市町村に対して補助を行っており、それが約 25 億円ということだが、次の資料の説明があってから改めて伺おうと思う。

以上しっかりと対応していただきたい。分かりやすく説明をしていただきたいことを要望する。

（滝沢会長）

東京都もしばらく前に寿命を検証しているが、考え方としては、昔作っていた管よりも新しい管は材料も良くなり、性能が良くなっているため寿命も長い。

そうしたものに変わっていくことによって、使用期間を延長しても良いとするデータ

があり、これを基に進めていくことが必要である。

古い管をそのまま使用し続けるという考えは、あまり望ましくないかもしれない。

（秋山委員）

困窮家庭への配慮として、資料 32 ページに生活保護世帯などを対象とした水道料金の一部免除制度を設けているとの記載がある。しかし、料金改定で大きく影響を受けやすいのは、このような方々である。その点についての考え方や生活保護世帯などの範囲を改めて伺いたい。

次に、資料 16 ページに資金ショートが懸念されるため 150 億円が必要だと書いてあり、これが収支に対する基盤になっていると考える。

そのうち 100 億円は、建設事業費や企業債の償還金であると思うが、50 億円は想定外の災害対応などと、大まかな説明になっている。

50 億円でどの程度の災害を想定し、どのような対応ができるのか、何か算出根拠があれば教えてほしい。

また、他の都道府県と比較できるかどうかは分からないが、他都道府県はどのくらいのストックを最低限見積もっているのか、比較データがあれば教えていただきたい。

（石毛業務振興課長）

水道料金の減免制度について、生活困窮家庭等ということで、対象は生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、重度障害者がいる世帯のうち低所得のもの、それと第 1 種社会福祉施設の入所施設に対する減免がある。

（高橋総務企画課長）

50 億円の災害対応分について、かかる費用の具体的なものとしては、例えば地震等によって管路の修繕にかかる費用が代表的なものである。

浄給水場でも躯体に影響があった場合の修繕等をする場合、災害の程度とか様々であるという前提の中できっちり 50 億円を積み上げたものではない。

50 億円以上かかる場合もあれば、それ以内に収まる場合もあるし、想定外の災害の規模に応じて、これぐらいあれば対応できるのではないかという水準の数字である。なお、他県のストックについては、把握していない。

（秋山委員）

生活困窮者の範囲は承知したが、そのような方々が影響を受けることについて、該当する方で申請している方は問題ないが、申請していなくて料金だけが上がることがないように、料金改定が行われたら際には周知を徹底することを要望する。

50 億円の算出根拠について、想定は難しいとは思いますが、今後料金を引上げる際に、なぜ料金が上がるのか、例えばなぜ 50 億円が必要なのか、疑問に感じると思う。

この 50 億円があれば、少なくともどのような災害対応ができるとか、基本的な

部分の管は押さえておきたいとか、具体的な説明があれば納得できるのではないと考える。

（後藤委員）

実際に 1 人当たりの平均給水量や金額はどの程度なのか。

また、一番多い層の平均給水量や金額はどの程度なのか。

要するに 20%の値上げが行われた場合、水道料金を 1 万円、2 万円を支払っている人にとっては、1000 円、2000 円はどうということのない数字であるが、低額で支払っている人にとって、その 20%というのがどれくらい家計に響いてくると考えたい。

一番多い層の人たちの金額を教えてください、それが 20%上がるということが、どういう意味を持つのか考えたいと思う。

1 世帯当たりだと人数が多い少ないがあると思うので、1 人当たりで教えてください。

（高橋総務企画課長）

資料 20 ページの一番下の四行に、一般家庭における引上げの影響額を記載しているが、給水は世帯ごとが基本の形になるので、一番多い層としては、口径 20mm、ここが県営水道の中で一番多いお客様の層である。その下の口径 13mmは、単身世帯の方々になる。

口径 20mm、1 か月 20 m³が一般的な家庭の使用量であると考えており、影響額は月額で約 600 円の引上げを見込んでいる。

一律ではなくてという話もあったが、料金体系は、これから検討していくことになるので、この数字はあくまで一律 18.6%改定したと仮定して計算した段階のもので、理解いただければと思う。

（後藤委員）

口径 20mmで1 か月 20 m³の人たちの世帯は、割合としてどのくらい占めているのか。

（戸田財務課長）

割合は今持ち合わせてはいないが、違う資料だと、当局の給水区域内で最も設置数の多いのが 20mm。当然、家庭には単身世帯、親子で住んでいるなどあるが、令和 6 年度の実績で、20mmのメーターで一番多いのは、2 か月で 31 m³使用しているお客様という状況である。

（内田委員）

口径 20mmで一番多いのが 31 m³なら、31 m³で示すべきだ。

(戸田財務課長)

先ほど総務企画課が述べたのは、一般家庭、当然単身世帯など色々あるため、単身世帯でない一般家庭ということだと、月に 20 m³程度であるが、単身世帯等も含めると、20mmで一番多いのは、2 か月で 31 m³使った家庭が多いという状況である。

(内田委員)

分からない。

(戸田財務課長)

まず、当局の口径別の給水栓数の割合であるが、13mmが全体の 25%程度、20mmが全体の 73%程度になっているので、20mm口径のお客様が圧倒的に多い状況である。

使用料としては、令和 6 年度の実績として、全体で 73%程度を占めている 20mmのメーターの家庭で、2 か月で 31 m³使っているお客様が、一番多いという状況である。

(滝沢会長)

質問の 20mmは分かったが、全体で見ると単身の方も多くて、月で 15 m³ぐらいなのか。

(戸田財務課長)

単身の方なども含め、一番多いのは月 15 m³ぐらいになる。

(滝沢会長)

一番多い層の数字を示す方が理解しやすいのではないかという意見で、なぜ一番多いわけではない 20 m³にするのかがよく理解できないということだと思う。

(戸田財務課長)

こちらのデータは、単身世帯も含めてという形だったが、指摘のとおり分かりづらい点である。

(滝沢会長)

ここは丁寧に、単身世帯を含めたらこういうふうになる、標準家庭は大体 4 人家庭を想定して、20 m³と出していると思うが、そういう世帯だとこれぐらい上がるということを説明していただくと、委員もどういった暮らしをしている人が、どれぐらいの料金負担になるというイメージが分かるのかと思う。

(戸田財務課長)

今、データ持ち合わせていないので、次回説明したい。

（滝沢会長）

もう少し丁寧に説明していただきたい。後藤委員いかがか。

（後藤委員）

給水人口が増えたら収入もそれだけ上がると思っているのか。

私が住んでいる地域では、毎年新たに契約して、給水人口が増えていくが、買ってくれる水の方は、どんどん右肩下がりである。

だから人口が増えれば、使用水量が増えるとは、私が住んでいる市が他と比べて特別に違うのかもしれないが、疑問を感じるところである。

（高橋総務企画課長）

1人1日平均使用水量が変わらず、人口が増えれば、委員が述べたとおり上がっていくということになると思うが、今回、令和8年度から12年度まで、先ほど資料7ページのところで説明させていただいたが、水需要が微増となるため、給水収益も微増を見込んだ。

内訳として、生活用水の給水収益については、令和8年度から給水人口の増加を見込んでいるが、1人1日平均使用水量の減少があり、その減少の影響が大きいことから、全体では生活用水は令和8から12年度にかけて微減を見込んでいる。

一方、業務用水の給水収益については、先ほど委員からも例示があったように、データセンター等の給水量の増加なども影響があり、その稼働が見込まれ給水量の増加とともに給水収益の増加も見込んでいる。

したがって、生活用水は若干減少するが、業務用水の伸びがそれを上回るということで、全体として給水収益は微増という形で見込んだところである。

（石田委員）

資料8ページの人件費について伺いたい。

人件費の増加を踏まえてこのようになっているが、更新や耐震化が必要ということで、かなりの人員増加が必要ではないか。人件費に、そのような人員増加も加味されているのか。

また、17ページの企業債について、計画が令和12年度から令和17年度までの予測が立てられているが、先ほどの説明で、今回は5年間の見通しを立てたと話していた。これは一定期間で見直しが行われると考えて良いのか。

（高橋総務企画課長）

推計では、職員数は横ばいとしている。その上で、2.5%の上昇率を掛けて、人件費の増加を見込んでいる。しかし、委員の指摘のとおり、施設の更新は今後相当増えることを見込んでいる。

そのため、それに対応する技術職員の確保が必要である。

一方で、収支上の不足は横ばいとし、建設費の増加に対しては、さまざまなIT、ICTの技術の活用などの業務の効率化や、設計の発注方式の簡素化などで賄うこと

を前提としている。

また、企業債の借入の上限の考え方、5年後、その先という話があった。

企業債の借入は、過度になると財務状況の悪化を招くため、経営上非常に注視しなければならないと考えており、一定の歯止めと、中長期の見通しを踏まえながら、経営する必要があると考えている。

この先5年については、現行の270%から300%までという比率に上げることで、建設事業費の増加に対する資金需要に応えるとともに、その先のさらに5年も見据え、私どもと同じ給水人口形態を有している神奈川県の実績を参考に、350%を将来的な上限として示した。

(石田委員)

全体として見直しを考えているということによろしいか。

(高橋総務企画課長)

指摘のとおり見直しをして、今、説明した形にしたいと思っている。

(宮崎委員)

管路の耐震化について質問したい。

巷で首都直下型地震の話題もちろほら出ているが、これは東京区部直下で起こるという訳ではなく、関東のどこで起こるか分からない地震であると認識していただきたい。

千葉であろうが茨城であろうが、どこで起こるか分からない地震であるため、耐震化が必要だとまず理解いただきたい。

その上で、管路の更新について、先ほど目標使用年数の話もあったが、滝沢会長が述べたように、新しい管については、それで良いと思うが、千葉県水道は歴史が長いので、古い管が多く残っているはずである。

耐震管であれば、多少地震が起こっても耐えると思うが、耐震適合という言い方をする場合もある。

これは事業体が地盤が良いから大丈夫だと判断した場合は、耐震性能があるという評価になるが、今回の能登地震でも明らかになったように、耐震適合はあまり当てにならないということが分かった。

耐震管は、大幅な地盤変動が起こった場合を除き、地震が起こっても全く影響しなかったが、耐震適合と言っているものは被害を受けた。

そのため、千葉県の場合も耐震適合と耐震管をしっかりと区別して議論したほうが良い。

先ほど、資料5ページで導水管の話は出てこなかったが、大口径の送配水管が、608kmあるという説明があった。

12ページを見ると、先ほど小中口径のものは、年80kmを、83km、85kmに上げていくという説明があったが、大口径送水管の方は特に説明がなかった。

資料をよく見ると、現在、5年間で22kmだと書いてある。それを次の5年間は27km

に上げたいと書いてあるが、その次を見ると 61km に突然上がっている。これは不思議な感じがする。

このようなことができるのであれば、もっと前倒しして実施すべきである。

いつ地震が来るか分からないので、早く対応すべきである。22km や 27km では、せいぜい年 5km である。

先ほど 608km あると書いてあり、年 5km だと 100 年かかる。古い管があると思うので 100 年も保たないはずである。これで良いのかよく考えていただきたい。

特に大口径管は、事故が起こった場合、企業側も在庫を抱えることができなくなりつつある。

太いパイプは受注生産になるため、壊れると、何か月も供給されないということがある。

和歌山で水管橋が崩落した事故ではたまたま 900mm の管路が 2 条あったが、800mm の管にとりあえず替えた。

在庫があったので何とかあったが、もし在庫がなければ、何か月もかかる話であった。断水がその間続いたということになる。

それで、大きな管こそ早めに対応すべきである。いつ耐震化するのかという点が、残念ながら厳しい感じがしている。この辺り、もう少し前倒しの努力が必要であると考えるので、見解を伺いたい。

（新野計画課長）

委員から話があったとおり、特に大口径についての耐震化は重要だと考えている。

大口径管の更新については、今現在も取り組んでいるところであるが、設計段階において、道路管理者や他企業者との協議の調整に時間を要し、また工事の難易度も高いことから、工事着手から完了までに要する時間も長くなってしまうというのが、実際のところである。

とは言っても、しっかりと耐震化が図れるよう取り組む必要がある。

現在、物価高騰による経営の圧迫や、職員の確保の困難化といった諸課題に直面しているが、これらの対策を図りながら、今後ともできる限り事業量を上積みできるよう検討し、早く耐震化が図れるよう取り組んでまいりたい。

（宮崎委員）

耐震適合と耐震管がどういう割合になっていて、それがいつ更新しなければいけないのかということを、もう少し丁寧に説明していただきたい。

この 22km とか 27km というペースでは、少ないと思う。

現場でさまざまな苦労はあると思うが、ここに注力しなければ、千葉県民が困るのではないかと懸念している。

そして、いきなり更新延長が 61km になるというのは信じがたいため、この点についてもう少し丁寧に説明していただきたい。

（関矢給水課長）

大口径送配水管については、ダクタイル鋳鉄管に比べて強度が低い、いわゆる高級鋳鉄管を使用している管路を優先的にまず更新する計画としている。

大口径管の更新については、現計画から、基本的には大規模に更新をし始めてきているが、その中で、いろいろな諸課題があり、設計段階で道路管理者や他企業との切り回し協議に不測の時間を要しているところもある。

そのため、設計段階で試掘を追加したり、早くから関係機関との協議調整を行い、目標使用年数を超過したりすることを基本として更新できるよう進めていきたいと考えている。

（宮崎委員）

私には、耐震化が後回しにされているように聞こえる。

その間もし地震があっても、千葉県民は断水しても仕方がないというようにしか聞こえない。現場の苦労は理解するが、もっと前倒してやらないと、大変な被害が起これると思う。

埼玉県八潮市で下水道の大きな事故があったが、120 万人もの人が非常に大きな影響を受けた。下水道関係者は、シールドが壊れるということを誰も想定していなかったが、そんなことも起こる時代になっている。

何が起こるか分からないことを前提に、地震がいつ起こっても大丈夫なように早くしたいと思っているので、努力を重ねていただけないかと、強くお願いする。

（滝沢会長）

例えば高級鋳鉄管が何 km 残っていて、それはあと何年経ったら耐震管に変わるのかとか、あと何年したら安心して耐震管で暮らせるようになるのかという目安が知りたいのだろうと思う。

今回は、少し見せ方を変えて、そうした視点も含めて、これをやれば何年後に安心できる耐震管になっているという目標や目安が分かるようにしてほしい。

（相原委員）

実際にこの水道料金が上がることについて、なぜ上がるのか、また、今後どのようなようになっていくかを県水の利用者にどのように周知しようとしているのか伺いたい。

（高橋総務企画課長）

負担を皆様にお願ひする以上、丁寧に広く皆様に知って理解を得ることが非常に重要であると思っており、この審議会、県議会で説明していくほか、さまざまな広報、県水だよりや広報紙、県のホームページ、さらに、個別のチラシも今後作成する予定である。これらあらゆる機会、媒体を通じて、丁寧に理解いただくように努めていきたい。

（滝沢会長）

私の方からも1つお聞きしたい。事務局が用意した資料では、料金改定を行う場合と行わない場合のケースというのがあり、これだと令和8年度では収支の赤字が発生するとともに、建設事業費などの様々な経費の支払いに必要な資金が確保できないという見込みが示されている。県営水道の経営状況は非常に厳しく、できるだけ早い料金改定の必要性を感じる場所である。

そこでお伺いするが、仮に来年度から料金改定を行おうとすると、この審議会の答申というのは、いつ頃までに必要とお考えなのか。

（高橋総務企画課長）

いつまでに答申をいただきたいと申し上げる立場にはないが、今、会長に指摘いただいたとおり、来年度から、赤字や資金不足が想定されているため、できれば令和8年度のできる限り早い時期に、料金の改定を実施したいと考えている。

また、先ほど資料の中でお示ししている財政収支見通しでは、令和8年度の最初から料金改定を行うということで、赤字や資金不足を回避するということを想定しているところである。

（滝沢会長）

令和8年度の初めということは、4月からだと思うが、その料金改定を想定する場合、今年度内にはどのような手順が必要で、どのようなスケジュールになるか、説明いただきたい。

（高橋総務企画課長）

この審議会で十分に審議いただいた後に、議会での議論やその後の周知期間に、数か月を要すると考えている。

（滝沢会長）

料金改定の審議には、一定の期間を確保した上で、十分議論を尽くすことが重要だと考えている。

県営水道の経営状況は、非常に厳しく急を要する状況であり、当審議会としても、ただいまの説明のとおり、その後の議会での議論や周知期間等々が必要だということを理解している。

審議会の答申については、目安として秋頃に答申を出せるようなペースで進めていきたいと思うが、出席の委員の皆様、よろしいか。

〈出席者：異議なし〉

（滝沢会長）

それでは当審議会としては、秋頃に答申ができるようなペースで進めていきたいと思う。

（滝沢会長）

本日の議論を聞いていると、料金体系や施設整備の意見が多く、私自身も過去に横浜市の審議会で会長をやったが、その時の料金改定の経験から、かなり細かい内容についても検討する必要がある。

これについては、学識経験者委員を中心に、当審議会の下に部会を構成し、専門的な委員に基づいて集中的に議論を行い、また論点や方向性を整理した上で、当審議会にお諮りするようにしたいと思うが、いかがか。

〈出席者：異議なし〉

（滝沢会長）

では私のほか、学識経験者委員である副会長の宮崎委員、石田委員、吉田委員、玉田委員の5名で部会を設置し、審議することにしたいと思う。皆様よろしくお願い申し上げます。

なお、部会の開催時期については、事務局を通して部会の委員の方々と調整したい。

②報告：県内水道の概況について（資料2）

県内水道の統合・広域連携について（資料3）

【資料2、資料3を事務局（水政課）から一括説明】

（山下委員）

技術職員の件について、現在、各自治体で年齢により退職する方が増えている。それぞれの地域の地理的、文化的、歴史的背景やこれまでの経緯を知っている方々の技術や知見は、次世代に引き継いでいかなければならないと考える。

そこで、統廃合による対応についてはお答えいただいたが、技術職員の育成や、これまでの知見を継承していく対策について、どのように考えているのか。

（谷田貝水政課長）

技術職員の確保は特に重要であると考えている。県内の水道事業体の状況を見ても、技術職員の確保にかなり苦労しているという団体が多いと認識している。

県では、県企業局と協力し、技術職員や一般事務の職員を事業体に派遣して、その運営を支援している。

また、省力化に資する先進的な維持管理の手法や契約の手法を、さまざまな会議や研修会で紹介することで、省力化も支援している。

中長期的には、採用職員を確保という点では、統合広域化を推進し、地域全体の水道力や技術力の維持を促進していきたいと考えている。

（山下委員）

中長期的な意見は理解したが、現在、退職により失われていく知恵もあると思うので、まだ元気な方が在職中に、さまざまな話を聞き、次世代に伝えていく工夫を

ぜひ要望する。

(滝沢会長)

再任用等もされているかもしれないが、検討いただきたい。

(吉田委員)

山下委員の話に関連するかと思うが、管路などの台帳管理はしっかりとなされているのか。

これが引き継がれないと、管路は地中に埋まっているため、これまでの職員であれば、あそこに何があると分かっているものの、企業局で経営するとなると、土地勘のない職員が担当することも増えてくると思う。

そのため、管路の台帳管理をしっかりと引き継いでいただきたい。

(滝沢会長)

御意見であるため、しっかりお願いします。

(坂下委員)

県内市町村の料金の違いは分かったが、県営水道より低料金の地域がある。この理由は把握しているのか。

さらに、柏市は、県営水道よりも耐用年数超過管路率、管路更新率が共に上回っているのに、料金が安くなっている。この辺りをどのように分析しているのか。

また、市町村水道総合対策事業補助制度があるが、各市町村へはどのような配分をしているのか。

そしてまた、県営水道区域では繰入を行うことに対し、今後5年間、この補助制度についてどのように考えているのか、この点を伺いたい。

(谷田貝水政課長)

県内の水道事業体で、特に安いところの要因であるが、資料2の2ページの表で県営水道より料金が安いところが、柏市、八千代市、習志野市などである。

特に柏市、八千代市などは、北千葉広域水道企業団から受水している末端給水事業体に卸されている卸値が、県内で一番安い67円程度であることが、一つの要因である。さらに、柏市は、人口が増加している地域であり、給水効率が非常によいため、単価が安いという状況になっていると考える。

それから、総合対策事業補助金について、この制度は昭和52年から県内の水道料金の格差是正を目的に始まった制度であり、今後、統合・広域連携をせずに残っている限りは、そのまま総合対策事業補助制度を継続していく見込みである。

(坂下委員)

分からないところは、また改めて別で伺う。

以上

